

江藤新平関係文書——書翰の部（七）——

江藤新平関係文書研究会（代表 島善高）

一一七 書翰

（一枚二〇cm ㊦0131413）

編者註

①本書翰は、江藤新平宛島義勇書翰カ。

62〔明治 年〕九月二日

御尊翰拝承、貴意之趣奉承知候、右至急御請迄如此御座候、不備謹
拝

九月二日

（一枚一六cm ㊦0131412）

63〔明治元年カ〕九月二十四日

華墨拝讀、委曲承知仕候、就而ハ明晚明後朝ニ而御用間之砌参上、
得御高慮度義御座候付、一筆御しらせ被下度偏ニ奉希候、此段御答
旁早々拝

九月二十四日夜

編者註

①本書翰は、江藤新平宛坂本三郎書翰。

64〔明治元年〕十月六日

拝誦、別紙差上申候、昨日監察カ一件聞取候而差出、其紙上ニ尚又
名前有之、右書付ハ昨日池田へ差遣置候間、明日御覽可被下候、自
然急成御事ニ候半ハ池田へ懸合、同人カ當番之人へ委敷申越候半
ハ、右書付差分り可申候付、御都合次第否為御知可被成候、此段一
寸御答、早々已上

十月六日

（一枚一八cm ㊦0131414）

編者註

①本書翰は、江藤新平宛坂本三郎書翰。

②池田庄三郎は、東京府筆生大総督府応接方兼帯（『太政御職明鑑』慶應四年八月）。

65〔明治 年〕十月二十一日

過刻ハ御面倒ニ奉存候、明早朝御參 殿ニ相成候様、此段御掛合仕候、実者過刻申入候を失念仕候間、此段御承知可被下候、為其如此御坐候、猶不煩御答候、草々頓首

十月廿一日

（一枚二〇 cm ㊦ 0 1 3 4 1 5）

66〔明治 年〕十月二十四日

近日者一入寒氣相増候得共、愈御勝常被成御奉職奉敬賀候、然者頃日者參上御多繁御半御面倒相成、其節御願仕置候石炭一條段々御高配被成下候由ニ而、昨夕七ツ時頃 御用濟婦村申渡相成候旨、此方旅宿届出難有奉存候、孰昇堂可奉拝謝候得共、一先托愚札如是御座候、頓首

十月廿四日

再啓、此一箱甚以鹿輕之至御坐候得共、折節浦賀産物手ニ入候付奉獻候、御一笑可被下候、已上

（一枚一八 cm ㊦ 0 1 3 4 1 6）

67〔明治 年〕十月二十八日

寒冷之砌、倍御清適可被成御奉職大賀候、然者明廿九日御用被為有

候ニ付、乍御苦勞御參殿に相成候様、此段御掛合可申入旨ニ付、如此御坐候、草々頓首

十月廿八日

（一枚二〇 cm ㊦ 0 1 3 4 1 7）

68 明治元年十月二十八日

拜呈仕候、商法元締等明日中申付度、右名前取調、小弟遂參上御咄合可申候之處、彼是多用ニ付、西村差上候条、委細御聞取被成下、可然様御指揮被下置候度奉存候、明日巳ノ刻議政所へハ同様罷出候様、東久世殿方申来候、此段沾申上候、頓首

十月廿八日

（一枚一八 cm ㊦ 0 1 3 4 1 8）

編者註

①西村勘六は、商法司知事（『太政御職明鑑』慶應四年八月）。

②東久世通禧は、議定・東京在勤（『百官履歴（一）』明治元年十月条）。

③明治十一月十九日を期に、東京開市を行うことが決定していたため、東京府附属であった商法局が二十四日に会計官附属となり、三十日商法会所が設置された（『東京市史稿・市街編』第五十、一二九―一三〇頁）。一方、江藤は十月十九日に鎮将府が廃止されたのに伴って、二十三日に会計官判事に任じられており（『百官履歴（一）』）、その責任者となっていた。

69〔明治 年〕十月二十八日

昨夕ハ大形ニ奉存候、今日ハ今日余程気分も相勝レ、九分之快氣ニ

相趣申候、併シ明日中養生可仕心得ニ罷在候、今夕ハ御談話も余程出来候付、何卒御光駕被下度、深々奉願候

十月廿八日

(一枚二二 cm ㊥0131419)

編者註

①本書翰は、江藤新平宛大木喬任書翰カ。

70 明治元年十月二十九日

拝見、昨夜来御不快之よし、気候不順之節柄、御保養專一ニ奉存候、御不参之義ハ可申出候、且又鹿島清兵衛其外云々、東京府江隔意生無之様打合可申趣、委細承知仕候、右御報、草々頓首、拝

十月廿九日

(一枚一八 cm ㊥0131420)

編者註

①鹿島清兵衛とは、江戸日本橋新川の江戸下りの酒問屋「鹿嶋屋」の六代目当主。明治元年十一月四日、鹿島は「商法会所元締頭」に任じられて「苗字帯刀」が許されている(『東京市史稿…市街編』第五十、一三三〜一三四頁)。

71 (明治 年) 十月二十九日

(前缺)
態と御手簡被下誠ニ御煩勞奉存候、其砌鮫島罷出居候半ニ付、御返事も不差上失敬仕候、頭痛悪寒被成候御様子ニ而ハ、何分御外邪どもニ而ハ有御坐間敷哉、當今御多用第一之折、御互ニ外邪ニ被煩、

鮫島生ニも甚夕懸念被罷在候様子ニ而御坐候、就而ハ兎も角も御養生專一之御事ニ而、養生之第一ハ撰醫ニアル事、僕此ノ節ノ病

氣ニ而信然ナルコト、實ニ相覺ヘ候、先生ニも是非名醫ヲ御撰被成候様、萬々奉存候、僕ニハ彼ノ横山主税大丞ト歎申ス醫ヲ相招候處、五日之内ニ快氣ニ可相成請合ニ付、初ハ如夢、熱氣甚數有之候折なれば、あほふヲ申スト相心得居候處、一日一日ニ快方ニ相趣キ、今日ハ全快ニ相趣キ申候、廿六日ハ今日まで四日ニ全快、誠ニ請合之通り也、醫師申シ候ニ、諸病同断ニ候得共、外邪之如キハ殊ニ初メ之薬方一着ニ有之、こゝに見當ヲはづセバ余程ながひき申スト云々、何卒好醫御撰奉預候

十月廿九日

(一枚二二 cm ㊥0131421)

編者註

①本書翰は、江藤新平書翰案カ。

72 (明治 年) 十月二十九日

過刻御尋問申上被下、御酒樽數等之儀、早速与中へ承り候處、右員數之儀者昨日相定メ申候趣ニ御坐候間、御懸念無之候、此段申上候、早々頓首

十月廿九日

(一枚二二 cm ㊥0131422)

73 [明治元年] 十一月五日

御不快如何被為在候や、御自愛奉祈候、扱府も差廻ニ可相成筈五万両、昨日式万両歟三井江廻シニ相成候由、残り分今日ニも相廻り候様、猶又大人も御取計可給頼入申候也

十一月五日

(一枚二〇cm ㊦0131423)

編者註

①府とは、東京府のこと。

74 [明治 年] 十一月六日

今日ハ散步之御約束仕置、御同伴可仕存意候得共、風邪氣ニて何分外出之氣分不相成、依而右御約束之儀御断申上候、尚加養可仕ニ付、此旨御託まで、早略不一

十一月六日

(一枚一六cm ㊦0131424)

編者註

①本書翰は、江藤新平宛土方久元書翰カ。

75 [明治 年] 十一月七日

欽口上

逐日寒威弥増申候處、益御安泰被成御奉職奉恭慶候、悖過日中者御異例被成御座候由、如何被為人候哉、何分時分柄ニも御座候間、御大切御擁護御専用之御儀奉存候、右御不快御中御面倒様成儀相願、

汗面之仕合御坐候、幾重ニも御寛容可被成下候、此節御異例如何被為渡候哉、自然御一覽も被成下候得者何卒乍御面倒様此者江御口答被成下候得者、私儀速ニ昇堂仕相窺候様可仕奉存候、參 館之上奉伺之所、却而御養生中を妨候而者恐入奉存候ニ付、不顧尊敬書中を以御模様奉窺候、幾重ニも不悪御承引可被成下候、猶伺 尊姿縷々御侘可申上奉存候、忽々頓首敬白

十一月七日

十一月七日

再啓、時分柄呉々も御不快御大切被成、御加養被成候様奉懇願候、以上

(一枚一七cm ㊦0131425)

76 [明治 年] 十一月十日

探索方風説写

探索方

先達者細々御忠告一々承服仕候、實ニ彼人ニ被誤遺憾千萬、因而當春以來舉多之出兵候得共、彼我固陋之見脱却難致、盡力之儀出来兼、何とも遺憾之次第申憾無之候、就而者貴説之通、天下之患ハ在立彼我、國家之患亦在立彼我、天下國家一新一和、朝廷之諸藩ニ於ル如使手足無之而者、皇國全面之治ニ到兼可申、天下治而國家亦安シ、此事早ク見留無之而者萬世之基ハ相立不申義ハ勿論ニ而候得共、國論を一定し、彼我ヲ捨公平ニ帰着し天下之ヲメ盡力致候外、國家之為更ニ無之候義亦貴説之通ニ而御案内之通、尾大不振之御國議論多端微力ニ而統轄致兼

苦心此事ニ候、因而於朝廷ニも御多端ニ可有之候得共、両君暫時ニ

而も御帰藩可相成ハ十分御倚頼致度候条、宜敷御都合被下度致御頼候、就而ハ御忠告之通彼我ヲ捨、公平ニ基ル事業實効ニ非レハ、坐上之空論ニ陥リ可申、萬々一奥羽轉藩之事と雖、敢而所不辞、右者祖宗之偉業累代之墳墓ヲ捨、紛擾乱後之國土ニ遷移いたし候義、人情義理之上ニ於而可望之訳無之候得共、一朝
天威嚴命之上ハ固リ可辞之道理無之候、且又貴諭之通尋常之守成ニ而ハ彼我固陋之見何分ニも難破

天命相下り候ハ、人心一時動乱可致ハ目前ニ候得共、却是太平之餘習を一洗し、公平之論ニ帰着シ皇國北門之鎖鑰タラン事ヲ人々自任シ、憤発興起國論一定之機會此時ニ可有之候、左候ハ、天下一家之目的速ニ相立十分朝廷へ之盡力不疑出来可申歟と存候、併此義ハ人情之折合も有之候付、誰ニも相語り不申、大公適申上置候、早々
不
尽

十一月十日

二白、重事難獨決候得共、傍人ニ漏レ候而ハ人心之打合も如何と相顧、併幾重ニも貴諭之義御尤至極ニ付、前断之通決心いたし候、尚人情之打合於其許ニ深ク御高慮相成度候

(一枚一八cm ㊦0131426)

編者註

①本書翰は、緑の下地に朱の鳥を描くかなり上質な紙。内容から推して、隣接する唐津藩小笠原氏の重臣の嘆願書で、佐賀藩中野数馬から江藤へ廻達されたものか。

77 (明治三年) 十一月十九日

奉拝賀候、御洋行一条と相見、今朝被為召候得共不快ニて御断仕候處、千住を以御直書御渡一陣ハ思召不被為在、朝廷御願立振、知事之御職務等之事篤と御談致し候様之御事ニ付而ハ、壹体ハ安心と奉存候、右ニ付而其内御折合可仕ハ御心得懸如是御坐候、已上
十一月十九日

十一月十九日

(一枚二〇cm ㊦0131427)

編者註

①千住は、千住大之助(直正近臣)。

②「直正公年譜」によると、明治三年十一月十八日頃、鍋島直大の欧米行を直正の了解を得て承認された。

78 (明治元年力) 十二月十九日

只今者御紙面直様参上可仕出懸候處、悪感之氣味有之、甚心地悪敷相成候条、明早朝参上可仕、今夜之義乍不本意御断申上度候、不悪御聞可被下候、謹謝
第十二月十九日

(一枚二〇cm ㊦0131428)

編者註

①本書翰は、江藤新平宛鳥義勇書翰力。

79 (明治元年) 十二月二十六日

尚以一兩日中御見舞と奉存候、以上

嚴寒之節御坐候處、愈御安靜可被成御勤、珍重奉拝賀候、誠ニ御出京已來長々之御滞動ニ而嘸々御勤勞と奉存候、併シ彼是結構之御事ニ而恐悅奉存候、右趣私御國元罷在候時分ハ御尊所様且民平へも御祝義ニ何ぞ可奉獻と相心得罷在候得共、御用ニ而是迄失敬仕候、惣而者此品甚輕少之至ニ御坐候得共、乍延引御祝義之印迄ニ奉獻義御坐候間、御笑納可被成下候、扱私ニも八月初頃ハ俄ニ羽州へ出張被仰付彼地罷越居候末、庄内其外降伏ニ付凱陣先月十二日桜田御屋敷參着仕候故、即御見廻と相心得居候得共、是も于今御無禮罷在、彼是心外之失敬申上候、私ニも先月廿六日ハ兵隊一同罷歸筈之處、本朝各國御尊所様御慮配ニ而御借受ニ相成筈ニ付、夫ヲ私相滞写取候様被仰付、滞動罷在候義御座候、最前相考候ハ中々私一人共ニ而出来候間敷、且滞陣之末共ニ而甚難渋ニ相心得候得者能々相考候得ハ、外ニ御用相立候義も無之ニ付、是社我身ハ打崩し候而も不苦、是非當節写取永久之御用ニ相備置度、夜白相部リ可申所存ニ御坐候、御尊所様方御在勤中ニ写取候半而ハ、又と申義ハ迎も被御手入候義ニ者有之間敷、又如何なから誰やらに写方被仰付候而も忝人二人ニ而迎も存立候人も有之間敷、実ニ無類之凶ニ御坐候間、是非共私写取置度、當節羽州ニ而も國陣中大困リニ而地凶者無之而不相叶候、実ニ必用之品ニ而可有御坐と千萬相心得候間、如何之都合ともニ御坐候哉、迎も被御手入候義出来不申候半ハ致方無御坐候得共、御都合宜敷御坐候半ハ一刻も写掛リ度奉存候間、御用繁之御半ニ御坐候得共、何卒急場御通御厚配之義偏ニ奉願候、且又是ハ御心安儘々と者乍申可申上義ニ而者無御坐候得共、有様私ニも陣中ハ直ニ

滞府ニ付、主従共ニ筒袖胸服ノみニ而、素リ巻メ五百目之御定荷物ニ而、巻ツも着替等も無之趣相成、然處嚴冬ニも相成、殊ニ向年始ニ者政府其外袖付平服、且又上下等も相拵度ニ付、一昨日御屋敷へ御取替願差出候處、庄島被申聞候ニ者、至極尤之義ニ付御取替被差出候半而ハ不相叶候得共、未只相滞居候様御達相成居候分ニ付、餘慶ニ難被差出ニ付、一刻も御用取掛リ御繪図方役局御屋敷内相立候ハ、只今願高ハ八余慶ニも可被差出ニ付、御尊所様民平亘リ右之都合も御咄仕リ、何繪図ニ而も先以宜敷候間、一刻も写方相始候様ニ、左候半ハ直ニ御取替可被差出と庄島ハ内々懇ニ被申聞候間、何ぞ先以小キ繪図ニ而も可然ニ付、極御内々奉願候、尤日本國御手入候半ハ、尚幸之儀ニ奉存候、參上仕候而右之趣可奉願相心得候得共、兩三日少し不快有之候ニ付、乍不例乱毫を以奉得貴意候、不宜十二月廿三日

(一枚一八cm 四〇一三三四九)

編者註

- ① 民平とは、大木喬任。
- ② 庄島とは、佐賀藩江戸留守居役の庄島。
- ③ 桜田御屋敷とは、佐賀藩の上屋敷。
- ④ 宮田幸太郎『佐賀藩戊辰戦争史』によると、鍋島茂昌率いる武雄兵が十一月十二日に東京に到着している。

80 [明治元年十二月九] 五日

(巻封表) 「東京府ニ而

江藤五位様

山中静逸

御不動候ハ、御寓邸へ御差出候 急用

昨日より至急之御用相重り候、御出頭不被下候而ハ何事も運ひ不
申、御發

輦前少も遅延難成次第二付、又々懇願仕候、早速御出勤奉待候、頓
首

五日

(一枚一八cm ㊦0131430)

編者註

- ①山中猷(静逸)は、三河国東浦村大地主出身の文人。安政の大獄後、岩倉具視と交わる。維新後、徴士内国事務局権判事、明治元年九月十日に御東幸御用掛、同十月二十三日に徴士権弁事、同十一月二十五日に奥羽府県取調但急速取調、同十二月四日に東京在勤を任じられている(『明治維新人名事典』『百官履歴(一)』)。
- ②御發輦とは、明治元年十二月八日「車駕西還、是日、東京ヲ発ス」をさす(『明治史要』)。
- ③「至急之御用」とは、山中が十一月二十五日に、江藤が十一月二十九日に「奥羽府県取調」を命じられており(『百官履歴(一)』)、鎮定後の東北諸藩の処分のことを指すのか。

81 [明治 年 月] 八日

逐日韶光加候、益御萬吉御奉職恭賀候、飾磨之事二付段々申上度義
御坐候間、参 館仕度候、明九日四字比御退朝後伺候而御都合如何
二候哉、一應御尋申上候、萬縷拜青二属、草々頓首

八日

編者註

- ①「韶光」とは、春ののどかな景色。また、日の光。
- ②「飾磨」とは、明治四年十一月九日に設置された飾磨県のこと。初代県令は中島錫胤で、明治五年九月より参事は森岡昌純。明治九年八月二十一日に兵庫県に合併された(『国史大辞典(六)』)。

82 年月日不明

(一枚一八cm ㊦0131431)

今日御出之沙汰不快二而、明日者押而も御出之趣申上候処、押而御
出二者不及旨御沙汰被遊候、已上

(一枚一四cm ㊦0131432)

編者註

- ①「沙汰」との語から、三条実美または岩倉具視の家司の書翰カ。

83 明治六年

司法大輔カ別紙問答有之候二付、御答振如何云々奉拝承候、昨日御
評議之處ハ、矢張今般陪審被相設候上、糾弾相成候様候得者、勅裁
二有之司法へノ御答如左有御坐度奉存候、

御答振

勅裁之末昨日之達二及候事

(一枚一八cm ㊦0131433)

編者註

- ①本書翰は江藤新平書翰の草案カ。
- ②「司法大輔」とは、福岡孝弟。
- ③「別紙」とは、「転籍訴訟についての伺書」(佐賀県立図書館蔵「江藤新平関係文書」92712)に関する件のことカ。

84 明治二年

(巻封表) 江藤 新平様 司籍所

同 熊太郎様 「」

猶以准国老着座二者組合被相除、且又与合席順之儀ハ東南を首にシテ軒並致連名候様と有之候、以上

一、今般御官名被相廢候二付、左之通奉誦唱候様被仰達

中納言

従二位様

少将様

正四位様

一、従二位様去ル三日依召御参

朝

御直衣被遊

御拝領候二付、向朔日御祝儀申上候様、右旁被相達候、以上

七月廿九日

(一枚一四 cm ㊦ 0131434)

編者註

①本書翰は、佐賀藩庁司籍所牒。司籍所は、明治二年三月十五日の佐賀藩改革でできた、戸籍・儀礼を扱う役所(木原溥幸「佐賀藩における明治二年の藩政改革」『西南雄藩と廢藩置県』所収)。

②「中納言」とは、鍋島直正。

③「少将」とは、鍋島直大。

85 [明治二年三月力]

一筆致啓上候、春暖相成候處、御全家様倍御安泰被成御座、珍重奉賀上候、爰許も皆々無事罷在候間、乍憚御休意可被下候、然者私も當月十五日准國老被仰付政府参政被仰付、最前被下置候得五人扶持御切米被渡候、百二十一石御加米拝領被仰付、政府参政被仰付難有仕合幸

(後缺)

(一枚一七 cm ㊦ 0131435)

編者註

①本書翰は江藤新平書翰の草案。

②「御意請(鍋島文庫309-102)」によると、江藤は明治二年三月、准国老・参政に任じられている。

86 [明治 年月] 二十四日

明廿五日巳ノ刻揃にして於

朝廷ニ議事有之度旨二付、出勤候様承知仕候、今朝ハ散々不快ニ有之、打臥罷在、何分出勤之氣分ニ相成哉と奉存候間、自然出勤出来不申候ハ、宜敷御倚頼仕候、勿論僕愚存之義ハ過刻別紙を以申上候外無御座候間、左様思召可被下候、併諸先生之御高見拝聴仕度者千萬有之候付、

(後缺)

(一枚一八 cm ㊦ 0131436)

編者註

①本書翰は江藤新平書翰の草案。

87 [明治 年] 六月十四日

拜啓、時下倍御清穆被成御起居奉大賀候、然者久振得拜謁、緩々得芳慮度御坐候間、今夕昏比^ら推参仕度、就而ハ御在館ニ而御坐候哉、且御故障之有無奉伺候、此旨宜敷得芳慮度、頓首再拜

六月十四日

(一枚一八cm ㊦0131437)

88 明治元年

(前缺)

「第一條伺之義悪弊」

改革之儀判事之内相談之上會計懸リ可相整事

一 第二條可為伺之通事

一 第三條下役進退之儀、其次第民政懸判事中相談之上可取計事被成候

右之者共御雇ニ付、民政裁判留勤被仰付候付、明十九日巳ノ刻登營致候様可相達候也、已上

徳川亀之助

鎮台

家来中

一、武鑑

一、佐藤家書類

一、笑繪

(紙裏)

是迄申し仕来候付、右ニシテハ情^勢□不相通之患有之候旨、御書立御差出相成、只々相伺ヒ相決、以後之確例と可致

(一枚二一cm ㊦0131438)

編者註

①本書翰は江藤新平書翰の草案。

②笑繪とは、春画のこと。

89 明治五又八六年

花墨拝誦之仕候、天照皇大神宮御宮遙拝所、所之御建々之の論も相起り候趣下御聞、是ハ別段相変候、見込迎有之訳土而小愚存も無之候ニ付、宣教之曲的標的庶民へ示し知らせ候要務ニ而ハ可有之奉存候、已ニ標的相定り居候ハ、假令佛と雖も此ニ基キテ説カサルヲ不得ス勢也、然らハ海内ニ於而敬神之道相定ルト奉存候、敬神之道ハ即チ宣教之基本と、委細拝姿、故に方今ノ要務ト奉存候

(一枚一八cm ㊦0131439)

編者註

①本書翰は江藤新平書翰の草案カ。

②江藤は明治五年三月十四日に教部省御用掛兼勤に任じられており(「百官履歴(一)」、その頃の覚書か。

90 [明治元(三年) 十月二十一日]

只今鮫島も被罷出候付、即御光駕被下道ハ被相叶間敷、深々奉願候、此段匆々

十月廿一日

(一枚二二 cm ㊦ 0131440)

編者註

① 本書翰は江藤新平宛大木喬任書翰カ。

② 鮫島尚信は、鹿兒島藩士。明治三年閏十月から欧州に派遣されている。

91 [明治 年] 五月

玉章拝戴誦仕候、薄暑相趣候處、倍御清穆被成御起居奉敬賀候、只唯八様へ御存立御中御約束之末、愚一刀呈上之仕候處、御二被懇二御懇書并二御國産之御反物白綿御患土而贈被下辱拜戴之、重々奉厚謝候、尚々時候無御隙候様、且又御賢孫様御壯健御成人被成候様奉祈候、隨而持合之煙草進上之仕候、何分御笑留被下度奉存候、此段尚期後陰、頓首再拜

五月

(一枚一八 cm ㊦ 0131441)

編者註

① 小笠原唯八は土佐藩士。慶應四年八月二十五日、会津戦争にて戦死 ([明治維新人名辞典])。

92 年月日不明

拜啓、一昨日ハ御来臨被下候處、別而草卒千萬奉謝上候、今日ハ参上仕候様被仰置、二字過比ハ参

館之積リニ而御座候、就而ハ村田も参上仕候事共ニ而ハ無之哉、右様少々用向有之、同人宅へ暫時参り候心得ニも御座候得共、若し右参上仕候事共ニ而候ハ、其義相止メ

(後缺)

(一枚一六 cm ㊦ 0131442)

編者註

① 本書翰は、江藤新平書翰案カ。

93 年月日不明

御書奉拜見候、并建白書一冊誦讀仕候、是迄讀来候建白書ニ而ハ第一と奉存候、但し急務七条ノ内教育之法ニ到而語一々不詳と奉存候、且司法官ノ規則者嚴ニ相立、法ヲ執、固ク無之而者、右七条之目的も相連兼可申、然れハ此司法官改革之事第一条ニ而可有之、然ルニ七条ニ不論者如何歟と奉存候、兎角新平面會仕度奉存候、此旨御受奉希度、如此御坐候、頓首再拜

(一枚一六 cm ㊦ 0131443)

編者註

① 「急務七条」云々の建白書は、「軍事より教育殖産興業を立国の優先となすべき建白書案」(佐賀県立図書館蔵「江藤新平関係文書」960-3)のことか。

94 [明治四年] 三月二十九日

拝啓、別紙官制潤色案御下門案両紙為持、差上申候間、御落手被下度奉存候、右様此五六日ハ瀉下腹痛時々差起リ難渋仕居候付、段々遅延相及、寔ニ御申訳無之次第ニ御座候、外ニ又相考候処、極簡易ノ法度丈ハ此節御布令有之方可然、彼ノ御高札揭示ノ三条ノミにてハ餘リ簡易過、人ノ方向ヲ定ルニ不足様奉存候、此訳者明後日被仰遣置候通、參 殿御支無御坐候ハ、其上可申上奉存候

(一枚一八cm ㊦0131444)

編者註

①本紙は、明治四年三月二十九日付、大久保利通宛江藤新平書翰の草案。正文は東京大学史料編纂所に所蔵されている(原本・古写本類(幕末維新薩藩関係文書)0071156)。

(巻封)「参議卿 新平

同 一

拝啓、別紙官制潤色案御下門案両紙為持差上候間、御落手被下度奉存候、有様廿五六日者瀉下腰痛ニ而相起も難渋仕居候付、段々遅延、寔ニ御申訳無之次第ニ而御座候、外ニ又相考候処、極簡易ノ法度丈は此節御布令有之候方可然、彼ノ御高札揭示ノ三条ノミにてハ餘リ簡易過、人ノ方向ハ定ルニ不足様奉存候、此訳ハ、明後日被仰遣置候通、參殿御支無之候ハ、其上縷々可申上奉存候、早略頓首、拜具

三月廿九日

②「彼ノ御高札揭示ノ三条ノミにてハ」云々とは、慶應四年三月十五日に出された「五榜の揭示」の第一札のこと。第一札、第二札、第三札は「永年揭示被仰付候」とされていた。第一札の内容

は左の通り。(『法令全書』)

「 第一札

定

- 一、人タルモノ五倫ノ道ヲ正シクスヘキ事
 - 一、鰥寡孤獨癡疾ノモノヲ憫ムヘキ事
 - 一、人ヲ殺シ家ヲ燒キ財ヲ盗ム等ノ惡業アル間敷事
- 慶應四年三月 太政官

95 [明治 年 月] 二十三日

拝啓、大暑之候御座候處、倍御清穆被成御起居奉大賀候、然者御内々得御意度筋有之、明廿四日暮比ハ參殿仕度奉存候間、故隙之有無被仰聞被下度奉願候、願ク者御客等無之節と奉存候間、若し明夕御支ニ而御座候ハ、明後日明或ハ廿六日ニ而も宜敷御座候間、無御用捨御閑暇之節を御知せ被下度奉願候

(一枚一八cm ㊦0131445)

編者註

①本書翰は、江藤新平書翰案カ。

96 [明治元年力]

御紙面拜誦致候、然者御旧藩小幡内膳様管鉞太郎様江當節奥羽筋御苦勞ニ付御面會仕候様、且右御兩人明朝茅屋御出被下候趣委細承知仕候、何ソ御心得相成候儀も無之

(後缺)

(一枚一七cm ㊦0131446)

編者註

①本書翰は、江藤新平書翰案カ。

97〔慶應四年七月十月力〕

尚々、昨晚遅内罷帰、御紙面拜見仕候處、御返事申上候而不差分二付、臺府ニ而御待仕候、以上

御紙面致拜見候、然者印稅融通之儀段々評決致見候處、彼是都合有之、何分ニも御引渡仕候而者鎮臺府ニ於て差支候義有之、去迎横濱須賀之儀何分ニも御引受致候義、銀目論見不相付節角御談之処、何分其通之御返事難申上、相考□□^{判不能}差向目的不相付ニ付、當節之処いつれと歎御銀線を以横須賀之処へ御運と被下道者被相叶間敷哉奉願候、小松參與横濱被罷出候由付、同人へ委しく示談仕置候間、其思召可被下、此旨御返事迄、早々頓首

(一枚一八cm □0131447)

編者註

①本書翰は、江藤新平書翰案カ。

②江戸鎮台は慶應四年五月十九日に設置され、七月十七日に廃止された。

98 年月日不明

後藤

主人不相識、偶坐為林泉、謾勿然沽酒、衷中自有錢、主人不相知、偶坐為林泉、謾勿然沽酒、衷中有錢、趙氏連城玉、由来天下傳、送君帰旧府、明月滿前川、み□田□□^{判不能}

(一枚一六cm □0131448)

編者註

①本紙は、江藤新平の漢詩草稿カ。

99 年月日不明

然者先日復帰之事御尋ニ付、法律且又朝廷従前方之類例取調候處、姦婦不義相顯レ、御捕相成候節さへ、此姦婦之去留、其夫ノ心次第ニ任スヘシト云等之條例ハ相立居リ候得共、固リ復帰者夫婦之倫ヲ相全シ、人道ヲ貫し候大美事ニ付、假令賞典ニ相備ルとも、條例法律ノ命スル迄も無之候事と相考、尤右不義之姦婦さへ一旦事へ候夫小ならハ、夫留ル心有之候ハ、再ヒ事へ候も可然と條例相定リ候位ニ付、復帰之事ハ若し御知音ノ向ニ於テ實事有之、事中ニ而候ハ、速ニ相整リ候様無之而者、夫婦之倫理不相全とのミならず、大美事ヲ相妨候事ニ相當リ可申奉存候、復帰之事ハ不可然抔相唱候もの有之候ハ、人道ハ五倫ニ基キ候訳ニて候處、何ノ道理ニ基キ相唱候哉、甚分明ならず、五倫ノ道理ニ基キ、夫婦ノ論ヲ全し候、復帰ヲ妨ルニ相成候坎、萬事公道基キ候、御一新ノ際ニ不可有事と奉存候間、能々御説論被成方と奉存候

(一枚一八cm □0131449)

編者註

①本書翰は、江藤新平の覚書の草稿カ。

100 明治二年一月二十一日

昨日出立之末、幸便有之明廿二日横濱へ出船之積ニ付、安心可有之候、且又岩木屋嘉七江太刀之つば相頼置候間、金と赤銅ニ而楓葉之

編者註

①本書翰は、江藤新平書翰案力。

(一枚一八cm 江013454)

105 年月日不明

御紙上奉拝誦候、陳而ハ何ら之美器、殊ニ 御國産之御品賜之、重々忝拝戴之、先日持合龜葉備御笑ニ候迄ニ而候処、却而右御品者御返酬と有之、御芳念忝由奉感佩候、いつれ拝姿可奉萬謝、先以御受禮まで、早略頓首

編者註

①本書翰は、江藤新平書翰案力。

(一枚一八cm 江013455)

106 [明治三年力]

(前缺)

奉別以来、不循寸楮多罪、無言可謝、伏惟藩政大改革際、想其奮身、知忠良果後卒然先風神采凜然可以想見矣、老拙回旧簡黙華散會逢雲逸帰藩作訪饌其別今写移呈電覽、都下概如前日、更無新異可報告者、独所開意者太公病累依然動履飲啖音稍不如春夏以別紙簡中野、張二氏請就審之

(後缺)

編者註

①本書翰は、江藤新平書翰案。

②「太公」とは、鍋島直正のことか。

(一枚一六cm 江013456)

107 年月日不明

拜啓、今日者御草臥と奉恐察候、御休息も可被成之處、申進兼候得共、急ニ御國ニ懸り候而、御用之品有之候間、御来臨被下敷、又ハ伺候仕候敷、是非拝姿

(後缺)

編者註

①本書翰は、江藤新平書翰案。

(一枚一八cm 江013457)

108 明治四年

拜啓、時下倍御清穆被成御勤奉大賀候、然者清卜和約儀之事、今日正院へ御差出有御座度、昨日申上置候得共、更ニ如左愚考仕候、和約章程第二条之處ハ已ニ議決ニ有之、此訊書清書出来次第、尚御評議可被下候、

一、第三條□□尚又

(後缺)

編者註

①本書翰は、江藤新平書翰案。

(一枚一八cm 江013458)

109 年月日不明

拜啓、快晴仕候、弟事有様一昨日手療治ニ付、埒明候積致候

(一枚一八cm 江013459)

編者註

①本書翰は、江藤新平書翰案カ。

110 明治三年七月

拝啓、昨日被仰置候付、今夕ハ何様参上可仕、相楽罷在候處、有様昨夜子共病死仕り候付、乍残念御断申上候 何分

(後缺)

(一枚一八cm ㊦0131460)

編者註

①本書翰は、江藤新平書翰案。

②『江藤南白(上)』によると、明治三年三月に娘房子が生まれましたが、同年七月に死去している。

111 年月日不明

拝啓、倍御清穆被成奉大賀候、然者明十六日夕景ら参殿仕度奉存候間、此旨言上被下度奉願候

(一枚一八cm ㊦0131461)

112 (明治元年カ)

人氣ニハ風敗俗崩レ、竟永年間に徳將軍家之時、新井其外英物當路、通例ノ取締り丈ハ相付候由ニ而候得共、固り其後小美事小惠等ハ有之哉と承り及候得共、概之政事ハ無之様之次第ニ而御座候、依而人ニして有才者ハ多ハ言偽り行姦之由^{判案他}□上、當春以來ハ賊ニ残害せられ、官軍ニ駈役せられ、東走り西に隠レ、言語ニ不陳情態ニ而

御坐候、第一乍恐

朝廷之御信義未タ相貫不申、訳者六百年来武為ノ恩威を知て、朝廷之尊キヲ知らず、未タ

朝恩

皇澤も是と申兼、目不相立、只々相立候ものハ

皇威のミと奉存候、因而所勤之ものハ

朝廷之御信義ト奉存候、誠ニ以僕之如キもの御登用を蒙り、民政ノ事ニ相預り、右之次第ニ而ハ奉對

朝廷ニ誠以恐怖至極、足下旁ニ對してハ実ニ愧入次第ニ而御座候、但し藩々縣々之情態と申ハ、藩者壯者ハ戰ニ赴キ、弱者ハ溝洫ニ轉シ、富者献財、貧者ハ駈役せられ、或ハ城を焼れ、城下を屠られ、縣ハ盜賊出沒、漸ク知縣事力ヲ極メテ追捕、百姓ヲして着農セシめ、百姓漸ク秋穫之事ニ及候と、只々豆相之地ハ紛乱も少ク有之候趣、且諸知縣事之苦勞も可思と奉存候、民政懸り之処ハ右之次第ニ付、御信義も未タ相立居不申候間、所謂秦孝徒木之信ニ而運ヒ出候訳を以、御支配地東京府中ニ而會社御開キ被成候ハ、必順之、御運ヒ之目的ハ可有之候處ニ付而者、必御管内之藩縣之民者自振^{候力}□□可出と奉存候、況夫ニ因而御論シ可有之候、必宜相運ヒ可申と奉存候

(一枚一八cm ㊦0131462)

編者註

①本書翰は、江藤新平書翰案。

②「有徳將軍家」とは、江戸幕府第八代將軍徳川吉宗のこと。

113 〔明治元年力□月九日〕

〔卷封裏〕「御親拆」

〔卷封裏〕「印」可庵

茅街一条二付、拜謁奉願度義御坐候、自然明十日四字過斜門邊御通行之御序も被為在候ハ、斜門外二而御待申上候、御差支も被為在候ハ、十一日二而も宜敷候、

(一枚一八cm ㊦0131463)

編者註

①本書翰は、坂本三郎書翰。

②「親拆」は本人が開封すること。

114 〔慶應四年六月以降〕

一筆致啓上候、大暑之砌御坐候處、御一家様倍御多祥奉拝賀候、次拙生ニも無事相勤罷在候間、乍憚御放慮可被下候
一、去ル三月九日と三道官軍、且敵地情実形勢探索

(一枚一八cm ㊦0131464)

編者註

①本書翰は、江藤新平書翰案。

115 年月日不明

別啓

本文申上候教部束縛論之事、二三と御承知も候半、芝居へ見分入遣し、皇上ニ擬し候事、又ハ順逆ヲ誤候事ハ不相成など、申諭シ、芝居人大入り候由、然ルニ淫風不体裁などノ事ハ少しも不心付、只偏固ナル事被致、世話候由申候、御承知とハ存候へ共、一寸申上候事也

(一枚一八cm ㊦0131465)

116 年月日不明

拝啓、私義夜前も頭痛ニて難洪仕候間、一兩日

拝啓、私義夜

拝啓、然者夜前より頭痛仕甚難洪、養生仕度、因而明日迄

(一枚一六cm ㊦0131466)

編者註

①本書翰は、江藤新平書翰案。

117 年月日不明

〔卷封裏〕「御両人 透る」

文二而御禮旁申上まいらせ候、まつく日々増之寒サおわしまし候得ハ、弥々御一家様御揃遊御機嫌よく御暮し悦鋪被^{御禮不能}候へハ、数々ニ御めて度存上まいらせ候、左様ニ御座候へ者一昨日者餘り

く御無沙汰のミ申上候故、此度御伺候迄参り上候處、誠々ニ結構之御馳走まで御戴申上とふそく御有難不淺候、御礼幾重にもく申まいらせ候、事ニ御庖瘡様御半ハに御尋まいらせ候、御申被下候へ者餘りく緩々申上得と隙様共ハあらせられましくや夫のミ氣に懸上まいらせ候、昨日亘り御尋上人差上筈之所何角無人共ニ而心ならぬ御ふもしのミ申上思召様をもしおく恐入而まいらせ候、倚器美へ仰被下候てハ人々御緩々御めもし様をも申上、今日迄も存上出し相楽ミ罷居まいらせ候、此内乍憚新平様御まへ宜敷く御序ノ折よふそ右之御礼旁々御取計く御申上被下度、此段偏ニく御頼申上まいらせ候、先者延引致ながら御礼御見廻まで、あらくめで度かしく、

なおく御懷敷く存上まいらせ候、とふそく寒サ御懸りなく、とふそく御皆々様御庖瘡御大事様ニ成上給度、夫のミくと存上まいらせ候、嗚やく此寒サ御心配給られ、御皆々様にもよふそく御障なく御大事様御保養御自愛被遊可被下候、小三郎様に者御手遊物迄被下忝、日々とく楽ニ致もふく御心切様一しおく御蔭様よく日々被遊、是又御礼不淺く申上まいらせ候、御手すき時々者熊太郎様にも御遊ニ小三郎様御つれ被下給へ、只今者此方二もく哲之助にも罷出候て、とふそく思ひ草之御教をも御身ならひ受度存上候故、とふそく御遊ニ御所かへし御出くれくも申上まいらせ候、此方二者いつもく御心よく宜敷御座候故、御願申上置まいらせ候、あらくめで度、かしく

(一枚一六 cm 0131467)

118 年月日不明

御紙表之旨、委曲奉拝承候、折角御自愛奉專禱候、御答申迄、草々頓首

(一枚二〇 cm 0131468)

119 明治六年十一月十七日

寒冷御坐候得共、益御機嫌克被為在、奉恐賀候、先頃ハ参殿、不相變御懇命被仰下、難有奉拝謝候、則十六日より出立、道中人力車ニ而走り出候處、隔日之雨天、思に任せず、其上中途より胸痛差起り、廿四日夜半帰着、其俣相臥、于今平臥、尤少々快方ニハ御坐候得共、最早老衰ニ而、急ニハ元之如ク相成兼、扱者堂嶋事件之儀、早捌ケ、廿一日落着相付、全体何等之訳候哉、現米相備、賣方致居候者も代金を積立、買入候米も悪法之賣買、高を嵩、空米等し何分金穀受渡シ為致がたくとて、未夕日限ハ廿日も前ニ見越シ被相付候哉、悉皆消却被仰渡候、寔ニ無論闇夜ノことし、忝体規則御採用不相成候付、跡々堂嶋ハ退轉同様ナリ、猶又消却も元之金戻る訳にも不相到、是にも委細アリ、言語同断、悪事元之頭取、聊之贖金ニ而事済、依然と相勤罷在、手段之主タル磯野小右衛門ハ此場一寸遁レ之頭取退役相願、近比井上元大輔と長州へ罷下候、同業ノヨイ丸持計ニ而、此後花々敷商法ヤラカシ候と被存候、何とも此節之事件者筆帯ニ難頭義も有之風聞、実ニ悪サカツテ運ニ強しとやら、金毛九尾ニも劣らぬ働キ、見事裁判所迄も黒を塗候、文明開化トハ何国之

事やら、実ニ外之定約商法ニも差響キ可申候、衆人之嘆息難止、承之程病苦を増候付、最少シ慥か相成候ハ、有馬入湯ニ而もと存罷在、夫者兎も角御歴々様方五公も御引之由、何とも譯者不分、唯世之轉變ハ昼夜ノことしと、何分若クハナレス、命之日延之外恩案無之、萬緒奥へくと押ヤル心得御坐候、出立之節粗御口号を被遊候通、暫時當辺御遊歩石燈籠御見物も可然哉、僕義右申上候通ニ付、大隙義故、何方へも御供可奉申上候、先者右御伺旁、病中之筆取いたし候之上相乱候、御免被遊可被降候、恐惶頓首

十一月十七日夜

二白、此度堂嶋裁判者中途ヨリ急ニひつくり変り候由、是ニハ急之模様アリ、一身ヲ被投候、而^(判決不能)東^(判決不能)申也、此儘法寢入とナレハ、ヨシ若や藝之思ひ天ニ升る時者其時候事ヨと黒白之分別、御目通ナラデハ難申上候

近比者兵庫者米会所事件も本省之裁判へ相懸り、昨六日兵庫頭取共へ御用御差昏到来相驚居候、兎角何方も頭取ハ平ノ米商より権ニアルニ付、何用ニ無理出来候ヲ便りニ賣買候、向ふニ相成金巻き取ル手段より新之姿、角力ハ角力取同士ニトラスレバよいニ、行司が角力を取候訳ニ相成、全体當時者外国輸出も御免之事ニ付、大石数之取組出来候社、^(判決不能)之規模ニ付、規則通りさへ取扱候時者決而異論有之訳無之候、兼而頭取はしめ米会所連中ハ賣ニも買ニも勝手自儘致居り候処、此十月限ニハ東京之剛商来りてラシと取組、始而是迄米会所宿弊矯直シと皆々相悦ヒ居候處、誰か何と申タレバ裁判所より御手可入候哉、其根ハ于今不決候而、新

規則反故とハ、悪イナガラニも不怪妙計、衆人途を失ひウロク仕候、其半

府廳より御布令

一月限賣買之義も差止置候得とも、規則正敷相守候ハ、賣買不苦候事

前断十月限ハ規則ナシ、消却相成候而、一月限ハ右之御布令、何故二十月限と一月限差別有之哉、限月社替レ同シ、賣買物ニ規則之不用、ヨクも言たる事と余り馬鹿敷、実ニ大湾国ニデも往た心地仕候、乍恐腦中之臆言、御笑捨可被遊候、穴賢

(一枚一八cm 10131469)

編者註

①明治六年十月二十七日付「東京日日新聞」によると、大坂堂島米相場が騰貴したが、その原因は空米相場が原因であった。そのため、米油会社頭取兼総区長の磯野小右衛門が懲役七十日、贖罪金十円五十銭など、関係者に十月二十一日処分が下された(『新聞集成明治編年史』第二卷「八一〜八二頁」)。